

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	12
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	12
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	12
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	12
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	13
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	13
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	13
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課）	14

道立病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	15
----------------------	----

告 示

北海道告示第723号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（上士幌2地区（区画整理、暗渠排水、農地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成30年11月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年11月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第724号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年11月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 苫小牧市字高丘41の1・41の18（以上2筆について

次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 苫小牧市字高丘41の1・41の18（以上2筆について

次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第725号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年11月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第726号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊達市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第727号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年11月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 中川郡本別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第728号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。

平成30年11月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成30年北海道告示第691号
- 2 所在が不明な者 近江 恵吾、工藤 弘子、佐原 フクエ、高橋 達江、田中 智子、永田 弥助、湊 清美、湊 興七郎、湊 嘉昭、湊 義弘

北海道告示第729号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年11月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
向野1号沢川（Ⅲ－21－018）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北斗市向野（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沢村2の沢川（Ⅱ－21－0160）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北斗市向野（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沢村1の沢川（Ⅱ－21－0170）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北斗市向野（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第730号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年11月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中山会館の沢川（Ⅰ－21－0180）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市中山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大野市渡 1 (Ⅱ－2－115－898) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市市渡 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大野市渡 2 (Ⅱ－2－116－899) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市市渡、村山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大野市渡 3 (Ⅱ－2－117－900) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市市渡 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大野村山 2 (Ⅱ－2－118－901) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市市渡、村山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大野村山 3 (Ⅱ－2－119－902) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市市渡、村山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大野中山 2 (Ⅱ－2－121－904) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市中山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第731号 昭和36年北海道告示第1228号 (海岸保全区域の指定) の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 平成30年11月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(1)寿都海岸の寿都町の項海岸保全区域の欄中6の事項を次のように改める。 6 次の基点①の地点から補点①の地点までの各点を順次に結ぶ線及び基点①の地点と補点①の地点を結ぶ線とに囲まれた区域 基準点 3級基準点H28－7 (北緯42度50分4.4秒、東経140度18分48.0秒) 基点① 基準点から方向角219度21分41.9秒の方向30.357メートルの地点 基点② 基点①から方向角221度21分19.5秒の方向71.604メートルの地点 基点③ 基点②から方向角222度15分27.4秒の方向31.184メートルの地点 基点④ 基点③から方向角222度15分4.6秒の方向85.786メートルの地点
---	---

基点⑤ 基点④から方向角234度49分3.1秒の方向8.626メートルの地点 基点⑥ 基点⑤から方向角240度36分39.6秒の方向0.998メートルの地点 基点⑦ 基点⑥から方向角310度42分59.3秒の方向10.792メートルの地点 補点② 基点⑦から方向角307度34分44.2秒の方向46.885メートルの地点 補点① 補点②から方向角44度40分12.9秒の方向202.488メートルの地点	る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成30年11月9日（金）から同年12月5日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 006-0041 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 北海道立子ども総合医療・療育センター1階会議室（送付による場合は、郵便番号 006-0041 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課） (2) 入 札 日 時 平成30年12月19日（水）午前10時（送付による場合は、同月18日（火）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道立子ども総合医療・療育センターのホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/hkr/）においてダウンロードすることができる。
道 立 病 院 告 示	
北海道立子ども総合医療・療育センター告示第46号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年11月9日 北海道立子ども総合医療・療育センター長 續 晶 子 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 人工心肺装置 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納 入 期 限 平成31年3月29日（金） (4) 納 入 場 所 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 北海道立子ども総合医療・療育センター 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条に規定する高度管理医療機器等の販売業の許可を有すること。 (5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ	

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 006-0041 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6
(3) 電 話 番 号 011-691-8027
- 11 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured : Artificial Heart-lung Machine
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., December 19, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than December 18, 2018)
C Contact : General Affairs Division, Hokkaido Medical Center for Child Health and Rehabilitation, Kanayama 1-jo 1-chome 240-6, Teine-ku, Sapporo 006-0041 Japan
Phone : 011-691-8027
-